第149号議案

足立区住区センター条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

平成27年12月2日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区住区センター条例の一部を改正する条例 足立区住区センター条例(平成2年足立区条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1足立区淵江住区センターの項を次のように改める。

足立区渕江住区センター 足立区西保木間一丁目2番1-101号 足立区西保木間三丁目14番16-10 1号

別表第1足立区長門住区センターの項を次のように改める。

足立区長門住区センター 足立区中川二丁目 2 4 番 2 - 1 0 1 号 足立区中川四丁目 4 3 番 4 号

別表第1足立区東伊興住区センターの項を次のように改める。

足立区東伊興住区センター 足立区東伊興一丁目 5 番 2 2 号 足立区東伊興三丁目 2 3 番 6 号

別表第1足立区桜花住区センターの項を次のように改める。

足立区桜花住区センター 足立区花畑六丁目 4 番 1 6 号 足立区花畑八丁目 2 番 6 号

付 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の足立区東伊興住区センターのうち足立区東 伊興三丁目 2 3 番 6 号に位置する住区センターの集会施設に係る平成 2 8 年 6 月 3 0 日以前の使用の承認については、足立区住区センター 条例第 9 条第 2 項の規定は適用しない。

(提案理由)

足立区東伊興生活館を廃止し、足立区東伊興住区センターの一部とするとともに、その他の住区センターの位置に係る規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。